



静岡県立こども病院一般競争入札について[公告]

次のとおり一般競争入札を行うので、地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱
規程（平成21年4月1日規程第37号）第5条の規定に基づき公告します。

平成29年5月12日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立こども病院
院長 坂本 喜三郎

記

1 入札執行者

静岡県立こども病院 院長 坂本 喜三郎

2 担当部署

〒420-8660 静岡県静岡市葵区漆山860番地

静岡県立こども病院事務部総務課管財係 電話番号：054-247-6251

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

こ病管第5号

(2) 調達する商品の種類

静岡県立こども病院使用済古フィルム売払い

(3) 売払い場所

静岡市葵区漆山860番地

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しないこと。

(2) 静岡県における物品購入等入札参加資格の「不用品等の買入れ」の認定を受けている者であること。

(3) 契約締結までに、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同

じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

平成29年5月12日（金）から平成29年5月22日（月）まで

(2) 配布場所・配布方法

静岡県立こども病院のホームページ上に掲載

7 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する場合は、次により期限までに下記の書類を持参すること。

(1) 提出期限

平成29年5月22日（月）午後5時まで

公告日から提出期限まで（土曜、日曜及び祝祭日を除く）の午前9時から午後5時まで受け付ける。

(2) 提出書類

入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（詳細は入札説明書に記載のとおり）。

(3) 提出先

〒420-8660 静岡市葵区漆山860番地
静岡県立こども病院総務課管財係
電話番号 054-247-6251

8 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成29年5月31日（水） 午前11時00分

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区漆山860番地
静岡県立こども病院 6階第1会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札及び入札説明書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(6) 再度入札

当初入札執行に引き続いて実施する。

(7) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、上記 2 とする。

(3) 詳細は入札説明書による。